

# 週休2日交替制工事に関するQ & A

---



JKK東京

ひとと、くらしをあったかく。

# 目 次

## (週休2日の考え方)

- Q1. 週休2日の定義を教えてください。
- Q2. 4週8休以上とはどのような状態をいいますか？
- Q3. 対象期間の考え方を教えてください。
- Q4. 従事期間の考え方を教えてください。
- Q5. 公社の休日を教えてください。

## (「技術者及び技能労働者の休日」の考え方)

- Q6. 「技術者等の休日」にみなされる作業等にはどのようなものが該当しますか？
- Q7. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機及び建設機械等のメンテナンス等、現場管理上必要な作業とはどのようなものですか？
- Q8. 現場作業はありませんが、現場代理人等が自治会や警察等との協議を行った日について休日扱いとなりますか？
- Q9. 降雨、降雪等による予定外の休工日は休日として認められますか？
- Q10. 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか？
- Q11. 「夏季休暇」や「年末年始」は休日として扱えますか？
- Q12. 現場代理人は工事現場の常駐義務があるため休日取得ができないのではないか？
- Q13. 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか？  
(監理技術者は交替できないのではないかでしょうか。)

## (休日確保の確認対象者)

- Q14. 交替制工事に記載の「技術者及び技能労働者」とは、具体的に誰を指していますか？
- Q15. 交替制による休日確保の対象者は誰ですか？
- Q16. 「施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者等」を休日確保の確認対象としていますが、建設業法で記載を不要としている下請負人について特記仕様書等により記載が求められている場合、これらの下請負人も確認対象となりますか？

## (「週休2日の達成基準」の考え方)

- Q17. 休日取得の実態はどのように確認しますか？
- Q18. 休日率の算定方法を教えてください。
- Q19. やむを得ず「年末年始」に作業を行った場合、どのように休日率を算定すればいいですか？

## (「工期延伸等」の考え方)

- Q20. 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか？
- Q21. 「受注者の責によらない理由」とはどのような場合ですか？
- Q22. 「その他特別な事情により工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか？
- Q23. 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか？
- Q24. 受注者の責により工期延伸したが、週休2日は達成した場合は減額されますか？

## (その他)

- Q25. 4週8休以上を達成できなかった場合、工事成績評定は減点となりますか？
- Q26. 既契約工事で週休2日交替制工事から週休2日促進工事に変更はできますか？
- Q27. 週休2日対象工事以外の工事で、週休2日を達成した場合は設計変更で労務費等を補正してもらえますか？
- Q28. 週休2日交替制工事実施要領では、「令和8年4月1日以降に契約する案件」となっていますが、全ての工事が対象となりますか。

## (週休2日の考え方)

Q1. 週休2日の定義を教えてください。

A1. 対象期間において、技術者及び技能労働者（以下、「技術者等」という。）が、4週8休以上の休日を交替で確保したと認められる状態をいいます。

Q2. 4週8休以上とはどのような状態をいいますか？

A2. 従事期間に対する技術者等の休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいいます。

Q3. 対象期間の考え方を教えてください。

A3. 現場着手日から工事完了日までの期間を指します。

なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

Q4. 従事期間の考え方を教えてください。

A4. 技術者等が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までを指します。

なお、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができます。

Q5. 公社の休日を教えてください。

A5. 公社の休日は東京都の休日に関する条例に準じています。

（参考）休日について

○ 東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日  
条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

（東京都の休日）

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

Q6. 「技術者等の休日」にみなされる作業等にはどのようなものが該当しますか？

A6. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機及び建設機械等のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗に資するものでない作業が該当します。

Q7. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機及び建設機械等のメンテナンス等、現場管理上必要な作業とはどのようなものですか？

A7. 具体的には次のような作業が考えられます。

- ・ 地震や台風等の発生時における現場点検
- ・ 災害の発生が予想される場合の予防措置及び災害発生時の対応作業
- ・ 長期休暇中（GW、お盆、年末年始）などの現場巡回パトロール
- ・ 現場内に設置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ・ 交通誘導警備

Q8. 現場作業はありませんが、現場代理人等が自治会や警察等との協議を行った日については休日扱いとなりますか？

A8. 現場で作業を行っていない状態であれば基本的には休日扱いとなります。必要性や内容により異なるため、監督員と事前に協議してください。

Q9. 降雨、降雪等による予定外の休工日は休日として認められますか？

A9. 降雨、降雪、強風、猛暑等により、現場で作業を行えない場合（一日を通しての休工）は、休日として扱います。なお、現場作業開始後、降雨等による現場の一時中断、作業中止については休日にはあたりません。

Q10. 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか？

A10. 祝日も土日と同様に取り扱い、祝日を休工とするときは、休日扱いとなります。

Q11. 「夏季休暇」や「年末年始」は休日として扱えますか？

A11. 夏季休暇は休日に含めます。年末年始は対象期間に含まれないため休日にはあたりません。ただし、6日間を超える部分の日数は休日として含めます。

Q12. 現場代理人は工事現場の常駐義務があるため休日取得ができないのではないか？

A12. 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。（工事請負契約約款）

Q13. 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか？

（監理技術者は交替できないのではないのでしょうか。）

A13. 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離ることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

なお、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合、監理技術者が現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者の休暇取得等を不用意に妨げることのないように配慮することが必要です。

### （休日確保の確認対象者）

Q14. 交替制工事に記載の「技術者及び技能労働者」とは、具体的に誰を指していますか？

A14. 技術者とは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、現場に置かなければならぬ者であり、監理技術者、主任技術者、現場代理人をいいます。また、技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員をいいます。

Q15. 交替制による休日確保の対象者は誰ですか？

A15. 施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者を対象とします。ただし、一時的に従事した技術者等（施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合）は、対象外とします。  
（※一時的に従事した技術者等とは休日を含んだ一ヶ月間を連續で稼働しない技術者等を想定しています。）

Q16. 「施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者等」を休日確保の確認対象としていますが、建設業法で記載を不要としている下請負人について特記仕様書等により記載が求められている場合、これらの下請負人も確認対象となりますか？

A16. 建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない警備業務、調査業務、運搬業務等の下請負人については、施工体制台帳等に記載があっても確認の対象外とします。

## (「週休2日の達成基準」の考え方)

Q17. 休日取得の実態はどのように確認しますか？

A17. 原則、「休日等の工事施工届」により休日作業に従事する技術者等と振替休日を確認します。なお、振替休日の記載がない技術者等は監督員が指定する時期に休日確保の状況及び休日率の一覧を作成して監督員へ報告してください。

Q18. 休日率の算定方法を教えてください。

A18. 計算式は以下のとおりです。

$$\text{休日率} = \text{休日日数} \div \text{従事期間 (日)}$$

(算定例)

契約工期 : 令和7年4月15日から令和7年10月31日

休日日数 : <Aさん> 47日 <Bさん> 20日 <Cさん> 8日

従事期間 : <Aさん> 152日 <Bさん> 75日 <Cさん> 12 + 13 = 25日

	期間	4	5	6	7	8	9	10
全体工期	4月15日～10月31日				200日			
準備期間	4月15日～ 5月14日	30日						
工場製作期間	5月 1日～ 6月 1日		32日					
夏季休暇	8月11日～ 8月15日					5日		
Aさん	6月 2日～10月31日					152日		
Bさん	8月18日～10月31日						75日	
Cさん	7月17日～7月28日 9月 3日～9月15日				12日		13日	

対象外の期間①  
48日

休日率 : <Aさん>

$$47 \div 152 = 30.921\ldots \% \\ = 30.9\% \text{ (小数第2位以下切捨て)} \geq 28.5\% \quad \underline{\text{4週8休達成}}$$

<Bさん>

$$20 \div 75 = 26.666\ldots \% \\ = 26.6\% \text{ (小数第2位以下切捨て)} < 28.5\% \quad \underline{\text{4種8休未達}}$$

<Cさん>

従事期間が点々としており連続稼働が1か月未満のため算定対象外

Q19. やむを得ず「年末年始」に作業を行った場合、どのように休日率を算定すればいいですか？

A19. 実際に取得した年末年始の日数を対象外の期間として休日率を計算してください。

(「工期延伸等」の考え方)

Q20. 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか？

A20. 発注時の工期設定は、休日（土・日・祝日）等を含んでいません。したがって、週休2日を確保するためだけの工期延伸は認められません。ただし、受注者の責によらない理由による場合は工期変更の対象となります。

Q21. 「受注者の責によらない理由」とはどのような場合ですか？

A21. 次のような場合が考えられます。

- ・ 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・ 工事中止や工事一部中止により工程に影響が生じた場合
- ・ その他特別な事情により工程に影響が生じた場合

Q22. 「その他特別な事情により工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか？

A22. 次のような場合が考えられます。

- ・ 著しい悪天候等により作業不稼働日数が多く発生した場合
- ・ その他、監督員との協議により承諾されたもの

Q23. 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか？

A23. 工期延伸した場合は、延伸した期間も含めて週休2日の取り組みを実施してください。

Q24. 受注者の責により工期延伸したが、週休2日は達成した場合は減額されますか？

A24. 週休2日を達成した場合は労務費等補正分の減額変更はおこないません。

Q25. 4週8休以上を達成できなかった場合、工事成績評定は減点となりますか？

A25. 工事成績評定の減点は行いません。

また、4週8休を達成した場合においても工事成績評定の加点はありません。

Q26. 既契約工事で週休2日交替制工事から週休2日促進工事に変更はできますか？

A26. できません。

Q27. 週休2日対象工事以外の工事で、週休2日を達成した場合は設計変更で労務費等を補正してもらえますか？

A27. 対象外の工事については、週休2日を達成した場合も単価等の補正はおこないません。  
また、受注者希望方式において、週休2日に取り組まないことを選択した場合、週休2日を達成しても労務費等の補正はおこないません。

Q28. 週休2日交替制工事実施要領では、「令和8年4月1日以降に契約する案件」となっていますが、全ての工事が対象となりますか。

A28. 令和8年4月1日以降に契約する案件であっても、週休2日交替制工事の適用対象外となる場合があります。適用の有無については、各案件の公表資料や設計説明書を確認してください。

## 週休2日交替制工事に関するQ&A

令和7年12月

令和7年 12月 24日 初版発行

編集・発行 JKK東京  
東京都住宅供給公社  
技術管理部 技術開発・管理課

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号  
コスモス青山  
電話(03)3409-2261(代表)

本書を許可無く複製することは、著作権法での例外を除き禁止されています。



JKK東京

ひとと、くらしをあつたかく。